

ノラ猫トラブルのない 地域社会をめざして

4 「地域猫活動」ってなに？

地域猫活動アドバイザー 石森信雄

「地域猫活動」は 動物愛護管理法の趣旨そのもの

「動物の愛護及び管理に関する法律」の目的とは？

環境省のパンフレットより

人と動物の共生する社会の実現を目指して

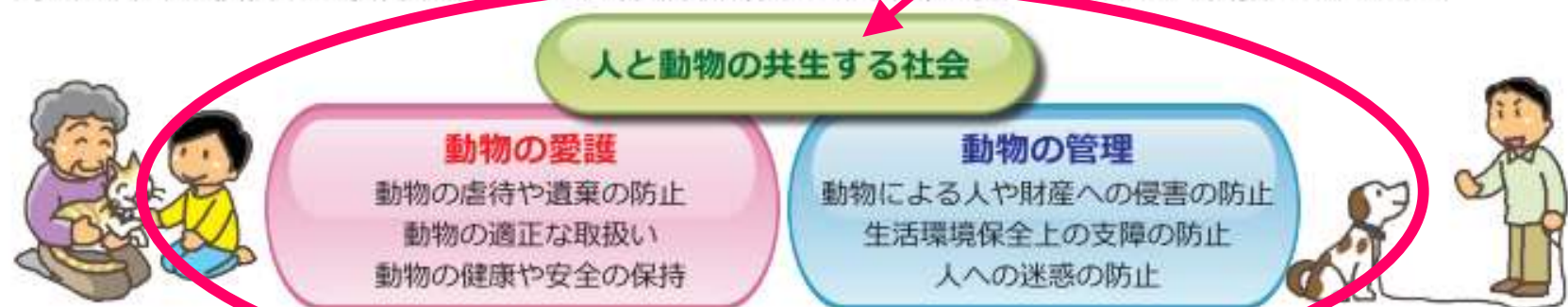


「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）」の対象となる動物は、家庭動物（ペット等）だけでなく、展示動物、産業動物（畜産動物）、実験動物などを広く含みます。

3

人と動物の共生する社会の実現への2つの柱 「愛護」と「管理」

動物愛護管理法は、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的としています。動物の虐待や遺棄を防ぎ、動物の適正な取扱いや動物の健康と安全を守ることを通じて、命を大切にする心豊かで平和な社会を築くとともに、動物をただかわいがるだけでなく正しく飼養し、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害や、騒音や悪臭など生活環境の保全上の支障を防止することを目指しています。



法律の**目的**は

人と動物の共生する社会の実現



我々のテーマに置き換えると

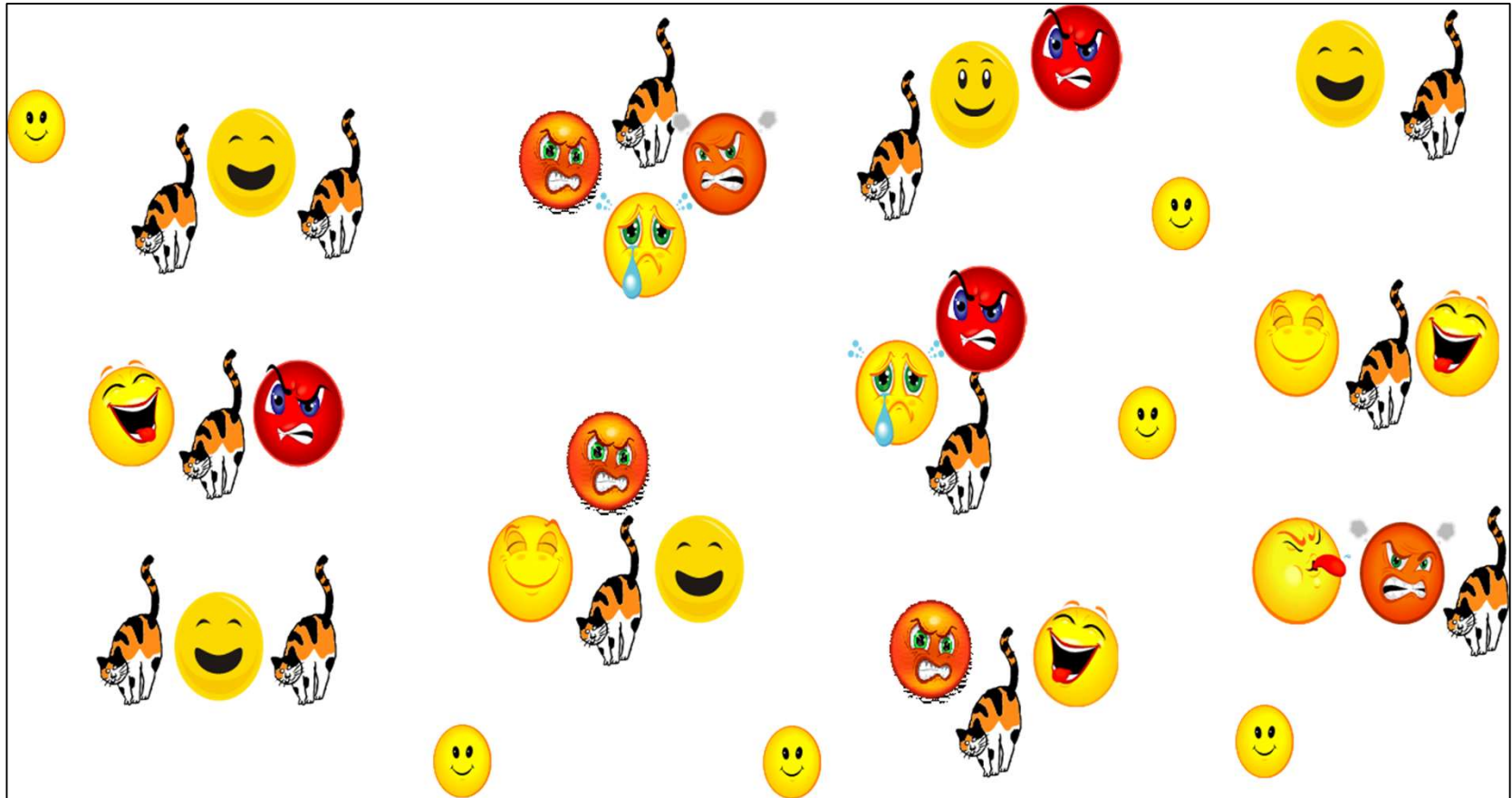
人と猫の共生する社会の実現



社会 = 人間社会のこと

あたり前だが、法律は「動物の社会」について書いて
いるのではない。

～ノラ猫をめぐる人間社会～ 現在はこんな感じ？



笑っている人、怒っている人、泣いている人
無関心な人、様々混在していて、まさにカオス

「地域猫」というときの「地域」の意味

※ 石森説です

「地域」 = 場所（エリア）・・・×

「地域猫」とは、地域にいる猫のことではない。
それだと「ノラ猫」を呼び変えただけである。

「地域」 = **地域社会（コミュニティ）**・・・○

だから「地域猫」とは・・・

地域コミュニティ と共生している猫

||

地域に住んでいる人々 と共生している猫

地域に住んでいるひとりひとりが本当の意味で
ノラ猫と共生できるようにするには、どうしたらよいか

みんな地域住民

そして

みんな

共生できていない

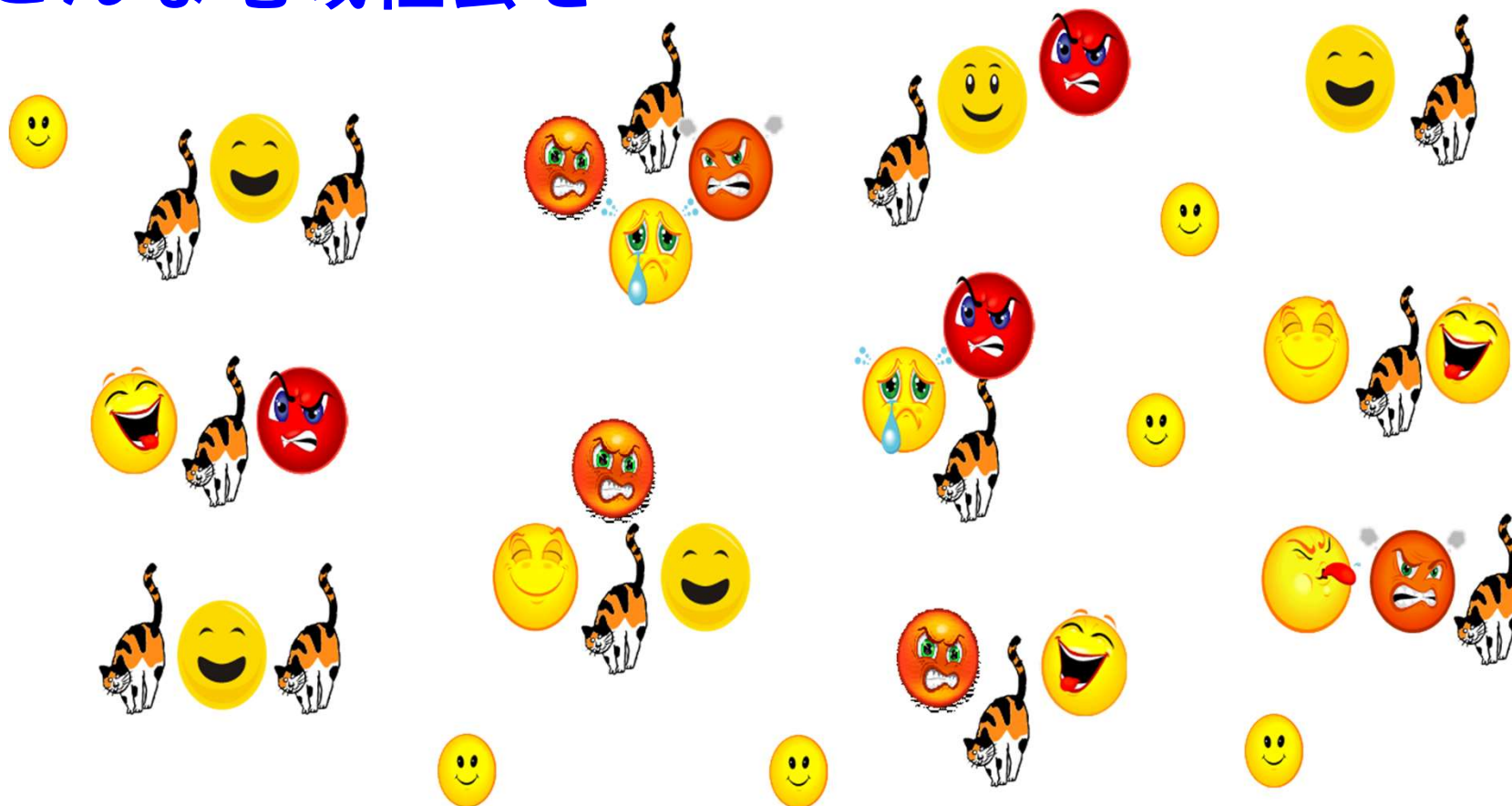
- こそこそエサを与えている人
- エサは与えていないが猫好きで
ノラ猫の心配をしている人
- ノラ猫被害に怒っている人
- ノラ猫被害で嘆いている人
- 自分には関係ないと思っている人

「ノラ猫と共生できているか、否か」は
地域住民ひとりひとりの心の中にある

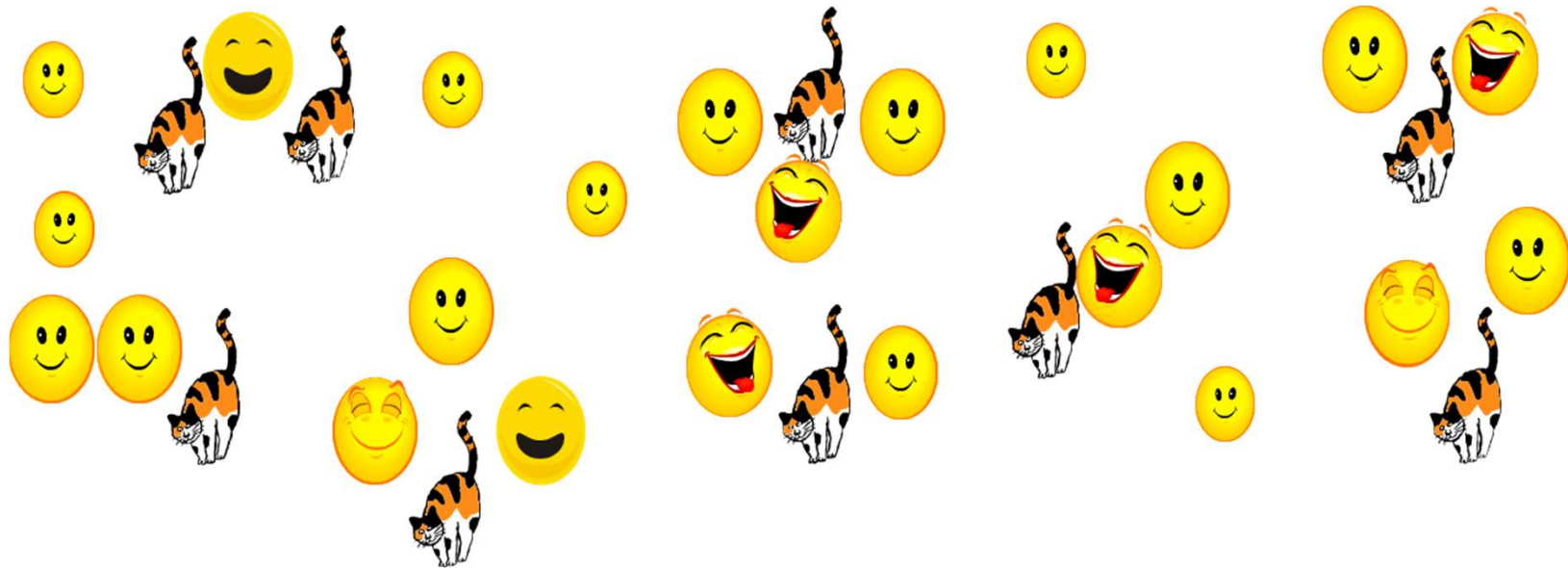
地域のひとりひとりの心に安心を提供しないと
「人と猫の共生する地域社会」は決して実現しない

地域猫活動の目指すもの

こんな地域社会を・・・



こんな地域社会に！



ノラ猫がいてもイライラしない地域社会

注意！ 皆が猫を大切にしている地域社会**ではない**

猫好きでない人

適正管理（被害減少）を理解し、もはやイライラしない。

「被害対策されているし、猫で癒されている人もいるし、
まあ仕方がないか」

エサを与えている人

きちんとマナーを守り、近隣に配慮。きちんと挨拶！

猫が好きでも嫌いでもない人

地域トラブルが収まって、安心

point

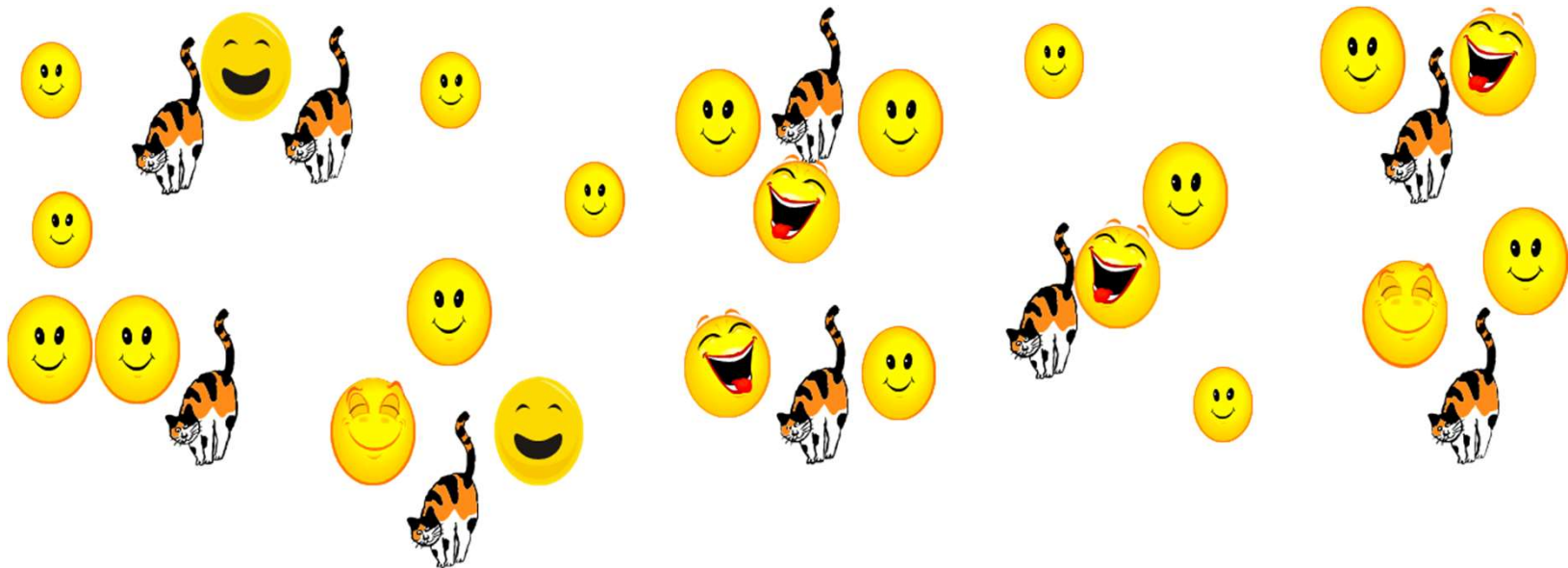
カギを握るのは、猫が好きな方の行動

とにかく、目を見てきちんと挨拶！

そして、マナーをしっかり守ること

ノラ猫がいてもイライラしない地域社会

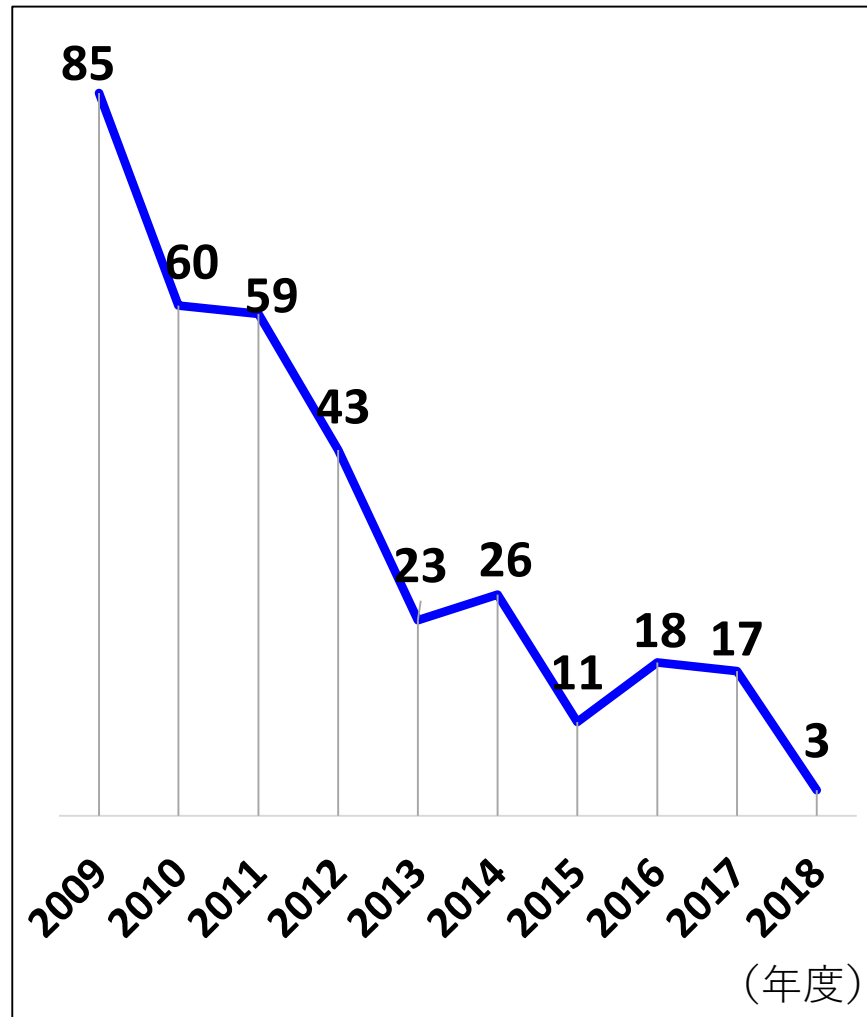
(くどいですが、
皆が猫を大切にしている地域社会ではありません)



- 1 「邪魔な猫は行政に引き取ってもらおう」とは誰も思わない
- 2 イライラしていないので、行政に苦情が寄せられない

地域猫活動によって「持ち込みゼロ」に近づく

東京都動物愛護相談センターにおける
練馬区内からの子猫の引取り数

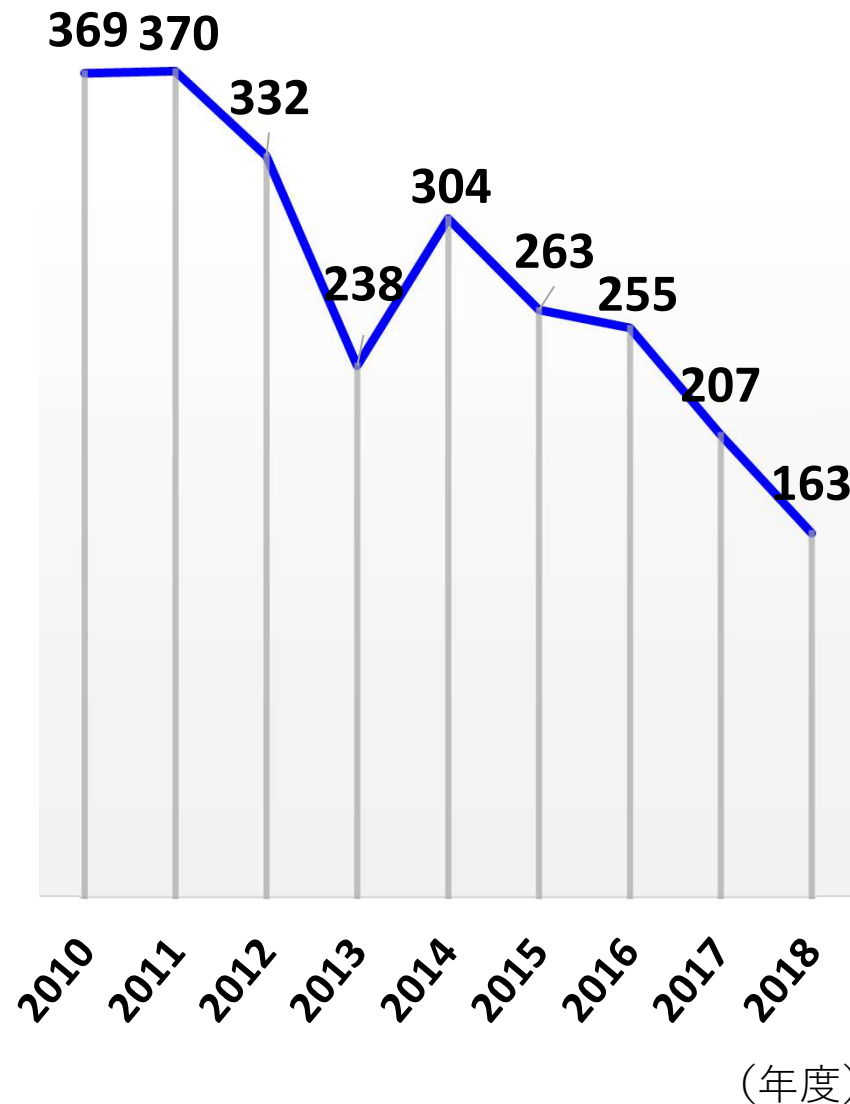


参考：練馬区人口は約74万人

結果として
行政引取り数が減少

猫が嫌われないような
地域社会づくり

練馬区の苦情数の推移



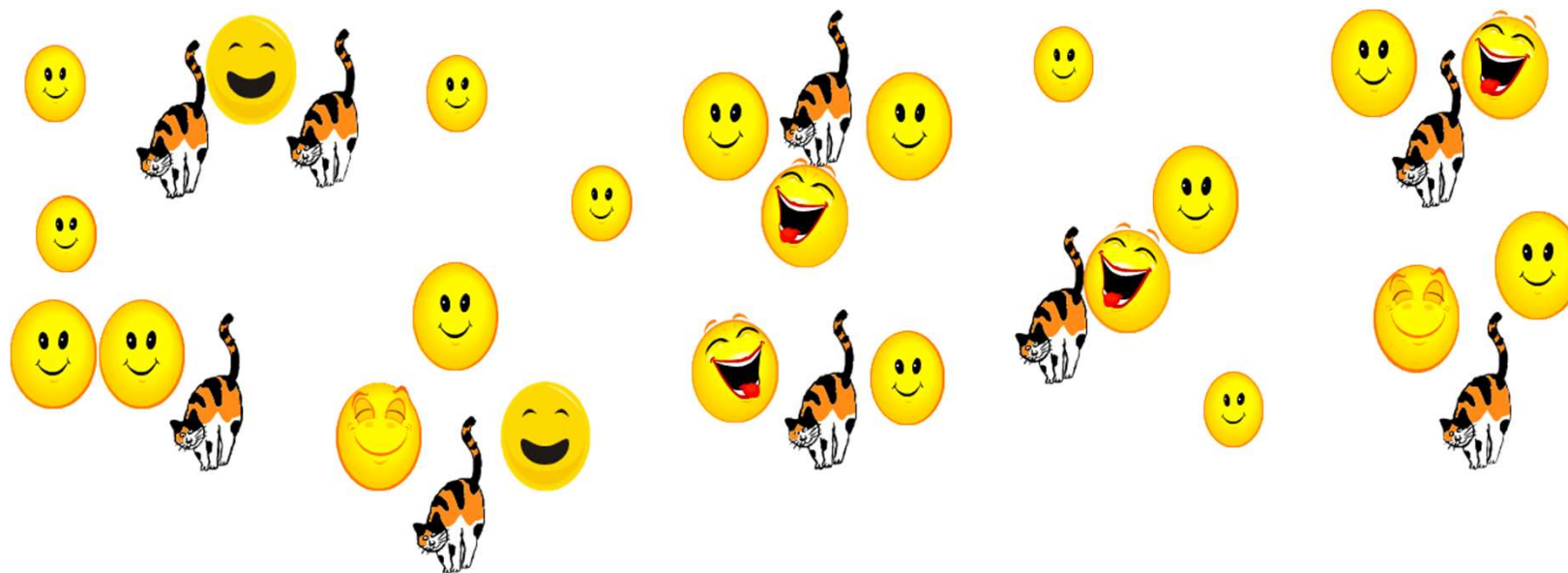
地域猫活動をしている地域が
増えるに従って…

苦情数が減少

しかも

地域猫活動地域からの苦情は
非常に少ない

戸別訪問やチラシ配布など、
繰り返し、かつ徹底的に行う
地域密着の広報活動により
対策されていることが
地域住民に知られているため



地域住民によって適正管理
誰もイライラしていない
行政への苦情もない
行政に持ち込まれる猫もない

動物愛護管理法の目的どおり

**人と動物（猫）の
共生する地域社会**

地域猫活動とは

- ① 地域の力によって、
- ② 生態を踏まえた合理的な猫被害対策を進め、
- ③ 住民の不安を除去していくことで、
- ④ 猫に対する住民意識を自然な流れで変えていき
- ⑤ 法の目的である「人と動物の共生する社会」を
地域という小さな社会で実現する
- ⑥ 地域密着型の、草の根の市民活動である。

法令の根拠（環境省告示）①

動物愛護管理法に基づく自治体向け指針

環境省 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針

（最終改正：令和2年環境省告示第53号）

第2 今後の施策展開の方向

2 施策別の取組

(3) 周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止

② 講ずべき施策

ア 住宅密集地等において地域住民の十分な理解の下に飼い主のいない猫への不妊去勢の徹底や給餌若しくは排せつ物の管理等を実施する地域猫活動の在り方に関し検討を加え、適切な情報発信を行うこと。。

この指針における「地域猫活動」の定義

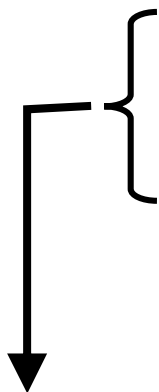
住宅密集地等において地域住民の十分な理解の下に飼い主のいない猫への不妊去勢の徹底や給餌若しくは排せつ物の管理等を実施する地域猫活動

法令の根拠（環境省告示）②

動物愛護管理法に基づく国民向け基準

環境省 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準
(最終改正：令和2年環境省告示第21号)

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

- 
- 6 飼い主のいない猫を管理する場合には、**不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に**、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。

この基準における「**地域猫対策**」の定義

不妊去勢手術を施して、**周辺地域の住民の十分な理解の下に**、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策

「地域猫活動」における 行政の役割とは？

「地域猫活動」そもそものはじまり

1997年 横浜市磯子区

「磯子区ホームレス猫防止対策事業」

※ 行政獣医師（当時）黒澤 泰 氏による事業

猫をめぐる地域トラブルを解決するため

「地域の中でよく話し合うこと、そして
猫の問題は人間の問題であると認識してもらう
ことこそ、最も重要なのである」

黒澤 泰 著『「地域猫」のすすめ』より

「三者協働」モデルの登場

NPO法人ねこだすけ『ねこだすけニュース43号』（2012年10月）

- ① 地域猫活動とは、地域環境問題である。
- ② 従って地域住民、町会など住民組織が主体となって進める活動である。
- ③ 主体となる町会など住民組織に加え、保健所など管轄行政、NPOなどボランティア。この3者が協力して進める3者協働の活動である。

「三者協働でなければ間違い」という訳ではない。
「三者協働が最も望ましい」ということ。
ただし、どんな形であれ、主役は地域住民である。

地域猫活動の主役は地域住民

地域猫対策とは、住民自治である。

高木優治氏

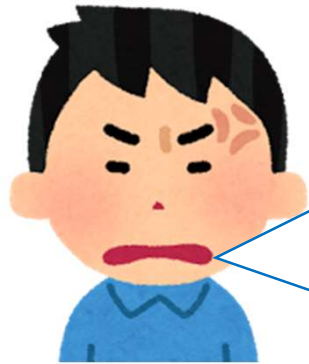
新宿区人と猫との調和のとれた
まちづくり連絡協議会顧問
(元・新宿保健所 地域猫対策担当)

地域猫活動とは
そもそものはじまりから
現在に至るまで

地域のノラ猫トラブルを
解決するための
住民自身による地域活動

じゃ、行政は何もしてくれないの？

→ → → いえ、行政にしかできない役割があります



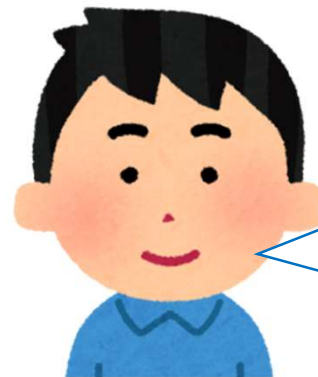
あなた誰？
猫のための
活動なら、
ウチは協力
できないよ



あのお・・・
そうでは
なくて
地域のため
なのです・・・



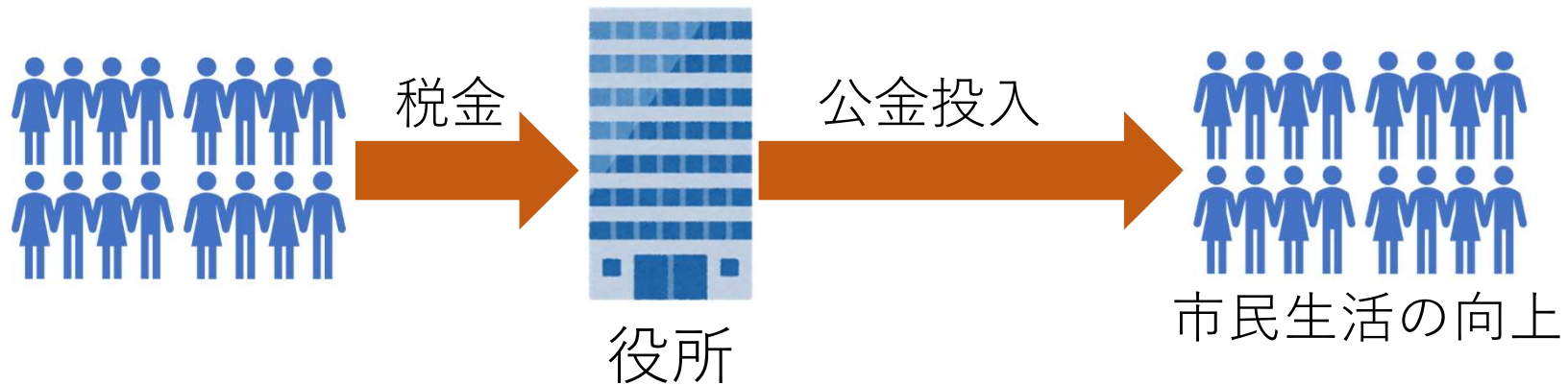
はじめまして
行政の
方針に従って
ノラ猫対策を
しています



へえ・・・、
行政の方針ですか
よく分からない
けれど、まあ、
ご苦労さまです

行政の役割は「活動の公共性を保証する」こと
要するに「行政の信用力を、活動者に貸す」こと

行政が関わる意味



よりよい市民生活のために

行政は公金を投入してノラ猫対策をする

猫好き、猫被害者、どちらにも住みよいまち

||

ノラ猫トラブルのない住みよいまち = 市民生活の向上

これが、行政が地域猫活動に関わる意味（公共性）

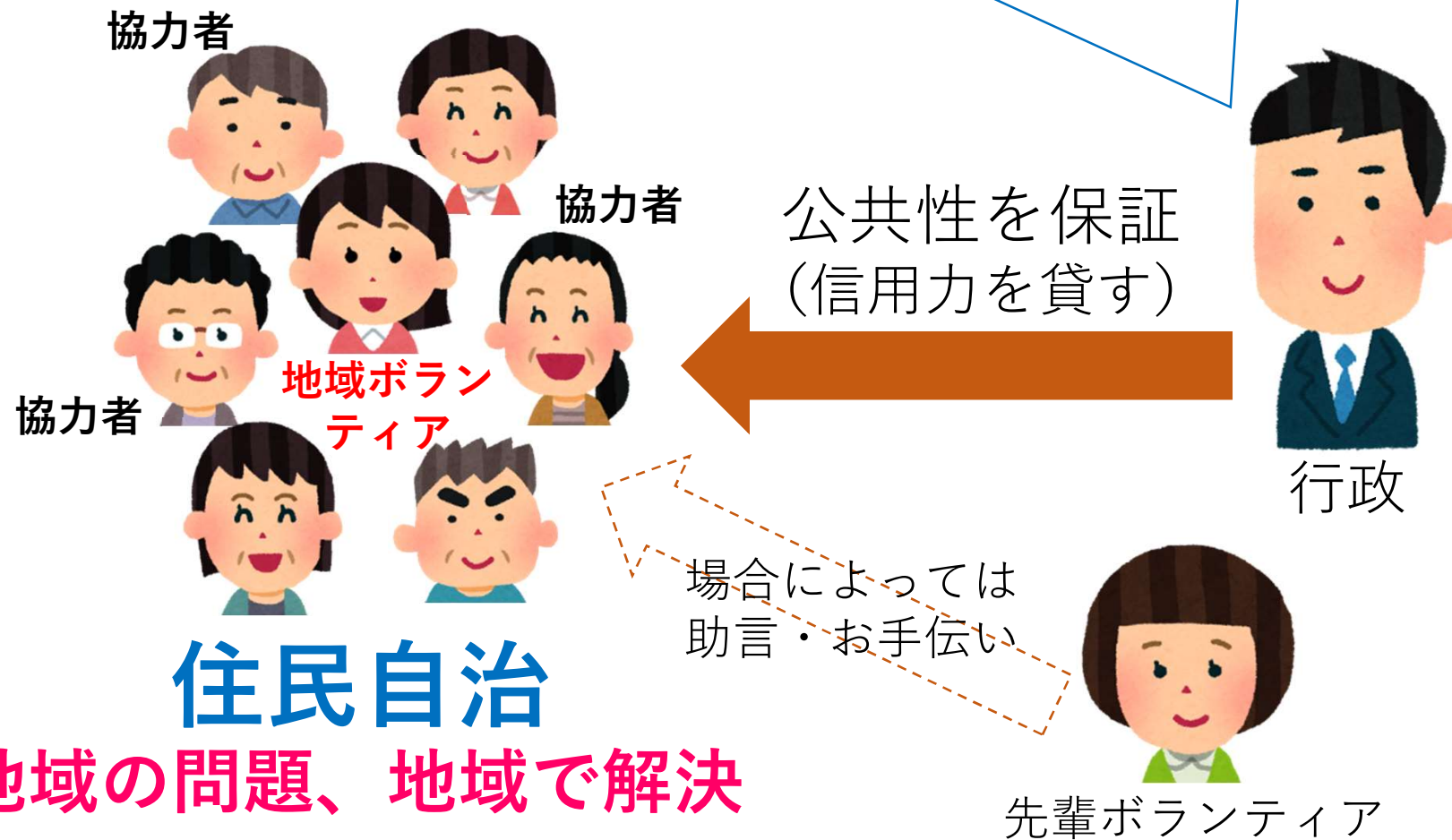
猫を幸せにするために公金を投入しているのではない

（地域猫活動によって、結果的に猫も人間と共生できるようになる）



血税投入の必要性はどっち？
(=ノラ猫とは関係ない市民への説明責任)

この活動は、市民生活向上のための
公共的なものです。
だから行政も支援しています。



「行政の支援」の具体例

① 去勢・不妊手術費用の助成

※ 公財)どうぶつ基金の行政枠チケットの配布も効果的

② 町会・自治会への説明、調整

③ 市報やチラシ（県のものでも可）で 「地域猫活動をお勧めしています」と広報

※ 「やってください」と言う必要はない

「お勧めしています」「やってみませんか？」で十分

最重要なのは ③ の行政広報

次に ② の町会・自治会への説明、調整

自治体が「これがわが自治体の考えです」と示すと
→ 地域ボランティアは「公共的な活動です」と言える
→ 地域住民が理解しやすくなり、自主的な対策が進む